

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
44	川崎市重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、川崎市重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県川崎市長

公表日

令和6年12月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	川崎市重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務
②事務の概要	<p>【評価対象事務全体の概要】 川崎市重度障害者医療費助成条例(昭和48年川崎市条例第14号)に基づき、重度障害者の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的として、重度障害者に係る医療費の一部を助成する事務である。川崎市長は、同条例に基づき、医療費助成の審査、決定、助成等の事務を行う。</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 川崎市重度障害者医療費助成条例、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例に基づき、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">1 川崎市重度障害者医療費助成条例第5条の医療証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務2 川崎市重度障害者医療費助成条例第7条の医療費の助成に関する事務3 川崎市重度障害者医療費助成条例第8条第1項の損害賠償の請求に関する事務4 川崎市重度障害者医療費助成条例第9条第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務5 川崎市重度障害者医療費助成条例第10条の助成費の返還に関する事務6 川崎市重度障害者医療費助成条例施行規則(昭和48年川崎市規則第32号)第6条第1項の医療証の更新に関する事務7 川崎市重度障害者医療費助成条例施行規則第7条第1項の医療証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 <p>【中間サーバ・システム連携基盤における事務の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(システム連携基盤要件)・番号法第19条第9号に基づき個人情報保護委員会規則で定められている事務を処理するため、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(システム連携基盤、中間サーバー要件)
③システムの名称	福祉総合情報システム(医療費助成システム)、システム連携基盤、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

重度障害者医療費助成情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項(別表第1の2の項)
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第9号 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項(別表第1の2の項)	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課
-----	----------------------

②所属長の役職名	国民年金・福祉医療課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<ul style="list-style-type: none">・ 健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2696・ 総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 電話番号: 044-200-2108
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<ul style="list-style-type: none">・ 健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2696・ 総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 電話番号: 044-200-2108
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

- ・窓口や郵送における申請の際、内容や本人確認措置を厳格に行っている。
- ・誤入力等を防ぐため、入力後にダブルチェックを行っている。
- ・システムを利用する職員等を限定し、個人ごとのユーザID及びパスワードによる認証を行っている。また、認証後は、利用者権限を設定することにより、入手可能な情報に制限をかけている。

9. 監査

実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検	<input type="checkbox"/> 内部監査	<input checked="" type="checkbox"/> 外部監査
-------	--	-------------------------------	--

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[#NAME?]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長)	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 下浦健	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 砂川康弘	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	IIしきい値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	IIしきい値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ①部署)	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課	健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長)	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 砂川康弘	長寿・福祉医療課長	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	I 関連情報(7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先)	・健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 住所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2696 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108	・健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課 住所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2696 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	I 関連情報(8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ・連絡先)	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 住所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2696	健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課 住所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2696	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成29年5月1日時点	43191	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成29年5月1日時点	43191	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目(3. 重大事故)	発生なし	発生なし	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	IIIしきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	IVリスク対策	(なし)	(様式改訂に伴い、項目を追加)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月31日	IIしきい値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	43191	43556	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月31日	IIしきい値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	43191	43556	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月11日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要)	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月11日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月11日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ①部署)	健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月11日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名)	長寿・福祉医療課長	国民年金・福祉医療課長	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月11日	I 関連情報(7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先)	・健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課 住所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2696 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108	・健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課 住所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2696 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月11日	I 関連情報(8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ・連絡先)	健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課 住所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2696	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課 住所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2696	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月25日	IIしきい値判断項目(1. 対象人數 いつ時点の計数か)	44511	44825	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	IIしきい値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	44511	44825	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	IIしきい値判断項目(1. 対象人數 いつ時点の計数か)	44825	45017	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	IIしきい値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	44825	45017	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	・健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2696 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108	・健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2696 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 電話番号: 044-200-2108	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月19日	IIしきい値判断項目 1対象人數 いつの時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年6月1日	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月19日	IIしきい値判断項目 2取扱人數 いつの時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年6月1日	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月19日	IIしきい値判断項目 3重大事故	発生なし	発生あり	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月19日	IIIしきい値判断結果	基礎項目評価が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月19日	IVリスク対策 1提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価及び重点項目評価書	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月19日	IVリスク対策 9監査 実施の有無	自己点検 内部監査 外部監査	自己点検 外部監査	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更または当該リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年12月19日	IVリスク対策8. 人手を介在させる作業	[]	[十分である]	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月19日	IVリスク対策8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	右記を記載	・窓口や郵送における申請の際、内容や本人確認措置を厳格に行っている。 ・誤入力を防ぐため、入力後にダブルチェックを行っている。 ・システムを利用する職員等を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる認証を行っている。また、認証後は、利用者権限を設定することにより、入手可能な情報に制限をかけている。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月19日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		2)十分である	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない